

|             |      |
|-------------|------|
| 竹原市受取       |      |
| 竹<br>第<br>号 |      |
| 02.6.-2     |      |
| 月<br>期      |      |
| 立候補者        | 立候補者 |
| 資料様式第3号     |      |



資料様式第3号

令和2年6月2日

### 議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 **今田佳男**

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 視察・調査場所                 | 徳島県上勝町  |
| 期日                      | 令和2年5月31日 ~ 令和2年5月31日   |
| 経費                      | 2000円   |
| 参加者氏名                   | 今田佳男  |
| 視察・調査目的                 | オンライン視察   |
| 内容<br>(視察先の現状、竹原市との比較等) | <p>G o o g l e M e e t を使ったオンライン視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① いのどり事業</li> <li>② ゼロ・ウェイスト</li> <li>③ S D G s 未来都市への取り組み</li> </ul>   |
| 効果・成果等                  | <p>人口約1500人の上勝町は、いわゆる「葉っぱビジネス」で成功している。今回オンラインで視察ができるということで参加した。</p> <p>高齢の農家が活躍する「いのどり事業」が、若い移住者を呼び込み、インターーン後、新規就農や、新規事業を開業する人たちもあり、人口の社会増が毎年20人以上のこと。</p> <p>町の基金残高は現在約45億円であり、今後はそれを使った水力発電事業などを検討している。</p> <p>オンラインでも情報量は多く、チャットや音声マイクを使って質問もできた。今後はこのような視察が増えていくと考える。</p> |

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

|        |      |
|--------|------|
| 竹原市受取  |      |
| 竹第号    |      |
| 02.8.7 |      |
| 見付明細   | 月日   |
| 会員登録   | 会員登録 |

| 議長 | 副議長 | 局長 | 局長補佐 | 係長 | 局員 |
|----|-----|----|------|----|----|
|    |     |    |      |    |    |

資料様式第3号

令和2年8月7日

### 議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名

今田佳男

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 視察・調査場所                 | (株) 地方議会総合研究所  |
| 期日                      | 令和2年8月5日～令和2年8月5日  |
| 経費                      | 15000円   |
| 参加者氏名                   | 今田佳男   |
| 視察・調査目的                 | オンラインセミナー  |
| 内容<br>(視察先の現状、竹原市との比較等) | <p>指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公の施設の概要・指定管理の仕組みと議会の役割</li> <li>② 直営か指定管理か一図書館その他</li> <li>③ 指定管理者に期待される役割・指定管理者制度の課題</li> </ul> |
| 効果・成果等                  | <p>今回はじめてオンラインで受講した。受講後の質問ができるにくいという課題があるが、時間、交通費の節減などメリットは大きいと感じた。</p> <p>指定管理者制度は、図書館など今まで以上にいろいろな事業で検討される可能性がある。今回のセミナーの内容を整理して、竹原市の条例を再確認したい。</p> <p>(主な内容は別紙)</p>     |

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

## 指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割

### ① 公の施設の概要・指定管理の仕組みと議会の役割

- 1) 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである。
- 2) 最近の統計
  - ・指定期間は長期化の傾向
  - ・選定基準は「サービス向上」が最多、次いで「業務遂行能力」「管理経費の節減」
  - ・指定管理者の評価は、約8割の施設で実施
- 3) 指定管理者候補者の選定基準
  - ・当該公の施設に係る管理達成基準を達成する能力を有すること
  - ・事業計画書の内容が管理達成基準に適合すること
- 4) 事業報告書の作成及び提出
  - ・指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、当該年度における一定の事項を記載した事業報告書を作成し、実地機関に提出しなければならない

### ② 直営か指定管理か—図書館その他

#### 1) 図書館の指定管理者制度導入割合

- ・公立図書館における指定管理制度の導入状況は、3304館中501館で 15.2%
- ・指定期間の設定は、3~5年とされており、指定管理者における職員の雇用も有期雇用が多く、優れた人材の採用や育成に困難が生ずることも予測される

### ③ 指定管理者に期待される役割・指定管理者制度の課題

#### 1) 指定管理者に期待される役割

- ・公の施設の改修計画への参画
- ・公民連携の中心としての位置
- ・民間団体が有する人的なネットワークや柔軟性を活用して、公の施設に新たなミッションを追加できる可能性
- ・自治体からの受託者というにとどまらず、公の施設の運営方針の立案に参画

#### 2) 指定管理者制度の課題

- ・非正規雇用労働者の増加
- ・地域における専門家の枯渇
- ・学術、文化等の分野における管理の評価をどうするか
- ・情報公開の問題
- ・有期制による競争入札と相いれない事業の存在
- ・自治体の方針変更で、直営に戻ることにより指定管理者の取組みが廃止になること